

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
入札説明書等に関する質問の回答(第2回)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
1	様式集	7	様式 7-4						立面図[S=1/300]	立面図は補修のみであり、形状変化はありません。本体棟 立面図は不要としていただけないでしょうか。	タイル、サッシ、ガラリーなど外壁面に関する改修工事内容が その他の図面で確認できる場合、立面図を作成しないことを 認めます。
2	様式集	7	様式 7-5						断面図[S=1/300]	レイアウトしきれない場合、枚数制限をA3版2枚もしくは縮尺 を1/400に変更していただけないでしょうか。	枚数制限をA3版2枚以上とすることを認めます。
3	様式集	7	様式 7-7						設備計画	レイアウトしきれない場合、枚数制限をA3版3枚以上に変更 していただけないでしょうか。	枚数制限をA3版3枚以上とすることを認めます。
4	様式集	53	様式 7-8						設計概要・面積表・仮 設建築物概要	②面積表について、内部仕上表に各室床面積を記載しま す。不整合回避のため、様式7-8の②面積表は、「中止」もし くは「面積表・求積図」とさせていただけないでしょうか。	様式7-8の②面積表を「中止」とすることを認めます。
5	設計施工一括 契約書(案)								契約書 受託者の欄	受注者の(代表企業)、(構成員)の定義は、入札説明書P1第 1用語の定義に準拠しないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書の用語の定義とは別に、設計施工一括契約書 (案)において、共同企業体(JV)を構成する企業について代 表となる企業を「代表企業」、その他の企業を「構成員」とし ています。 なお、入札説明書P23における共同企業体(JV)の「構成企 業」を「構成員」に読み替えてください。
6	要求水準書	15	第2	3	(1)	オ	(ウ)		竣工時検査	第一回目にも質問させて頂いていますが、供用開始後の性 能試験は年1回との記載について、火葬炉設備の排ガス測 定は年1回(1炉)の測定でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 火葬炉設備の排ガス測定は年1回(1炉)の測定とすることを 可とします。
7	要求水準書	20	第2	3	(2)	オ	(ア)		集じん装置	バグフィルターは電気集塵機よりも電気を多く使用しま すが、電気代はバグフィルターを使用する想定で試算されて いるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	要求水準書	23・ 24	第2	3	(3)	ア	(ア)	e	計装制御一覧表	第一回目にも質問させて頂いていますが、計装制御一覧表 に記載の監視項目は、要求水準を達成することを条件に、 事業者提案により適宜追加・削除を行ってもよろしいでし ょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書等 に関する質問 の回答公表 (第1回)	7	No.34						竣工図・改修図 01追加_構造図等 構造関係	第1回要求水準に対する質問No.34において、「構造的に鉄 骨架台の安全性が確認できる場合は事業者の提案に委ね ます」との回答をいただいておりますが、受注後の調査によ り、安全性が確認できなかった場合、その対策は本事業の 対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	市と協議を行い、真に安全性が確認できなかった場合は、ご 理解のとおり、対象外となります。
10	設計施工一括 契約書(案)	2	1条	16					総則	本事業では、既存の構造躯体を改修して建築確認申請等の 手続きを行うことは想定していません。そのため、既存の構 造躯体の改修は本事業の対象外であるとの理解でよろしい でしょうか。	建築確認申請を伴う既存の構造躯体の改修は想定していま せん。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
入札説明書等に関する質問の回答(第2回)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
11	設計施工一括契約書(案)	2	1条	16					総則	事前調査時又は施工中に発覚した既存建物の躯体(構造躯体以外の雑壁等も含む。)に関する不具合が発覚した場合、その対策工事は追加工事対象としてお認めいただけますでしょうか。	入札関連書面及び設計図書で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合は、第18条の規定に従います。同条第5項に従い、市が要求する書面を提出した上で、必要があると認められるときは市が費用負担します。
12	設計施工一括契約書(案)	2	1条	16					総則	既存建物の躯体(構造躯体以外の雑壁等も含む。)に起因して将来発生する劣化、ひび割れその他の不具合については、本事業における要求水準未達には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問No.11の回答を参照ください。なお、公共サービスの提供その他の各種業務の安全かつ確実な実施を担保するよう、適切な保守、補修・修繕、更新等を実施し、施設の性能及び機能維持に留意ください。
13	設計施工一括契約書(案)	3	2条	4	(1) (2)				アスベスト ダイオキシン類除染	事前調査時に新たに判明したアスベストやダイオキシン類については第1回質問「設計施工一括契約書(案)」に対する第1回質問No.2においてご回答いただいておりますが、施工時に判明した、事前調査では確認困難な隠ぺい部や解体後の除却範囲拡大など、追加工事としてお認めいただけますでしょうか。	入札説明書等に対する質問No.11の回答を参照ください。
14	要求水準書	30	第2	5	(2)	ア			建築改修工事 ＜外部＞外壁	第1回のご回答で「入札公告時に示した条件で想定することが出来ず、事業開始後の調査の結果により更新範囲の著しい増減が生じる場合においては、協議対象となり得ると考えます。」とのご回答をいただいておりますが、「著しい増減」と判断する基準について、面積割合、数量その他の判断基準があればご教示いただけませんかでしょうか。	判断基準については、個別事象ごとの判断になります。なお、原則工事内容全体で適宜協議が想定されと考えており、その中で過度な負担を求めるものではありません。
15	要求水準書	30	第2	5	(2)	ア			建築改修工事 ＜外部＞外部建具 鋼製建具	上記と同様に、第1回の質問に対し、「入札公告時に示した条件で想定することが出来ず、事業開始後の調査の結果により更新範囲の著しい増減が生じる場合においては、協議対象」とのご回答をいただいておりますが、「著しい増減」と判断する基準について、個所数、その他の判断基準があればご教示いただけませんかでしょうか。	判断基準については、個別事象ごとの判断になります。なお、原則工事内容全体で適宜協議が想定されと考えており、その中で過度な負担を求めるものではありません。
16	要求水準書	28・29	第2	5	(2)	ア			建築改修工事 ＜1階＞告别室 ＜1階＞収骨室 ＜1階＞エントランス ホール、収骨ホール、 待合階段ホール ＜1階＞台車置場	要求水準書では既存石仕上を存置することとしていますが、設備更新や建具更新等に伴い既存石材を部分撤去・復旧することが必要で、既存石材をそのまま用いることが困難な場合があります。このような場合には、既存石材には経年変化が生じていることから、新設石材との色調・模様・光沢を完全に一致させることは困難と考えますので、その差異等につきましては、ご了承いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、新設の石材について、事業者からの提案を踏まえて、市と協議の上で決定するものとします。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
入札説明書等に関する質問の回答(第2回)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
17	要求水準書	28・29	第2	5	(2)	ア		建築改修工事 ＜1階＞告別室 ＜1階＞収骨室 ＜1階＞エントランス ホール、収骨ホール、 待合階段ホール ＜1階＞台車置場	上記No.16の場合、要求水準を満足する仕上がりとして、どの程度の色調差・模様差等が許容されるか、相模原市様のお考えをご教示ください。	最期のお別れの場合である斎場施設として、利用者視点で不自然さを感じないことを望みますが、対応可能な範囲の中で協議し、調整することを想定します。
18	要求水準書	30	第2	5	(2)	ア		建築改修工事 ＜外部＞外壁 タイル色調	外壁タイル改修に於いて、破損、クラックタイルは張替えとなるため、近似の特注タイル製作等により対応させていただくことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、事業者からの提案を踏まえて、市と協議の上で決定するものとします。
19	要求水準書	30	第2	5	(2)	ア		建築改修工事 ＜外部＞外壁 タイル工法	外壁タイル改修に於いて、意匠性タイルによる凹凸及び目地深さ条件により、要求水準書にあります「剥落防止樹脂塗装」(同等以上も含む)が施工不可能となります。タイルの補修及び張替のみを実施すると考えてよろしいでしょうか。	2階については安全性・長期利用視点から、剥落防止策に対応ください。
20	要求水準書	31	第2	5	(3)			建築に係る設備 設備機器類の固定	設備機器・配管・ケーブルラック及び天井下地・金物工事による、天井壁への固定について、後打ちアンカーは使用可能としてよろしいでしょうか。	後打ちアンカーの使用は可能ですが、アンカーの種別は使用用途、耐荷重による判断方法を提示の上、安全性を市に説明した上で選定・施行してください。市への説明の際は、「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」(国土交通省)等を参照するものとします。ただし、屋内露出箇所での使用は、意匠的配慮が必要です。
21	要求水準書 昇降機定期検査報告書	26 1～4	第2	5	(1)	ア	(ク)	ア 共通事項	要求水準書はエレベーターを「今後予定」の市更新工事として本事業から原則除外していますが、定期検査報告書は設置後33年経過による性能低下と全面更新を推奨しています。市工事の発注・完成予定時期、保証期間等の条件を教えてくださいいただけますでしょうか。	令和8年度に入札を行い、令和9年度中の工事完成予定になります。 なお、保証期間等については、現時点で情報開示することが出来ません。
22	要求水準書 指定管理者基本協定書(案)	6・49・55 13	第1 第5 第5 53条	6 2 11 —	(3) (6) — —	— イ イ —		事業終了時の要求水準 長期修繕計画書 引継ぎに関する協議及び支援 管理業務の引継ぎ	7月31日修正版の指定管理者基本協定書第53条第1項第2号では、建物は事業終了後概ね5年以内の中規模改修工事を必要としない状態、火葬炉設備は修繕・更新が必要とならない状態とされました。 一方、要求水準書第5 2(6)イ(オ)では、建築物、建築設備、火葬炉設備等について、事業終了後1年以内は中規模改修工事が必要とならない状態とされています。 指定管理者基本協定書の定めを正と理解すればよいでしょうか？	ご理解のとおりです。 指定管理者基本協定書の記載内容を正としてください。 修正版を公表いたします。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
入札説明書等に関する質問の回答(第2回)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
23	入札説明書 指定管理者基本 協定書(案) 要求水準書	34 6・7 7	別紙 2 24条 第1	2 - 8	3) - -			指定管理料の算定及び支払方法 指定管理料の支払 光熱水費の負担について	光熱水費は市負担とされているため、市が承認した契約及び通常運用に基づき適正に発生した実費は、提案額を超えても全額精算され、71,463千円／年及び92,533千円／年はあくまでも入札算定用で支払上限ではないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 提案額分を年度当初に概算払とし、それを上回る額(不足分)を協議の上で支払となります。なお、入札説明書記載の金額は支払上限ではないですが、年度当初に概算払い予定の金額となります。 また、不足分の支払は出納期間に支払となるため、一時的に立て替えいただく必要があることに留意ください。
24	入札説明書 様式集(Excel)	37 -	別紙 2 様式 11-4	3 -	2) - -	② -		基準となる指標 指定管理料E-1 指定管理料E-2	入札説明書では指定管理料Eから人件費・修繕費・光熱水費・燃料費を除く一方、様式11-4のE-1には燃料費の除外記載がありません。燃料費は工事期間中・終了後とも指定管理料Cのみに計上するのが正しいとの理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。 燃料費は建築改修業務等期間中、終了後ともに、指定管理料Cのみに計上ください。 修正版を公表いたします。